

2008年12月3日

発達障害の支援を考える議員連盟  
会長 尾辻 秀久殿

日本発達障害ネットワーク  
代表 田中 康雄

### 発達障害児者の支援推進のための要望書 障害者自立支援法の改正に向けて

日ごろより、発達障害児者の支援の実現に向けてのご支援や取組みに感謝いたします。

さて、今後の発達障害児者支援に向けて、とりわけ障害者自立支援法の改正に向け、当事者や家族、専門家の立場から、以下について要望を致します。

#### 1. 発達障害を障害者自立支援法の対象として、法律の本文に明記していただきたいこと

2005年4月に施行された発達障害者支援法によって、発達障害のある人たちの存在が認められ、障害として認知されていなかった時代と比較しますと、多くの支援を受けられるようになってきております。

しかし、発達障害は、障害児者福祉施策や障害児福祉サービスの枠組みのなかに明確に位置づけられていないことから、支援サービスを受けられないケースが多く見受けられます。障害者自立支援法によるサービスを受ける場合、厚生労働省からご通知いただいているように、手帳の取得は要件ではないとされておりますが、その運用には地域差があり市町村によっては手帳がないことなどを理由に入口でシャットアウトされるという事例もあります。

わが国の障害者福祉サービス体系の根幹をなす障害者自立支援法において、発達障害を障害者福祉サービスの対象として明確に位置づけることが必要不可欠であると考えますので、障害者自立支援法の改正に際しては、発達障害を対象として本文に明記していただくことを要望いたします。

#### 2. 発達障害を知的障害福祉法、精神保健福祉法に位置づけることを要望します

発達障害について、

知的障害を伴う場合は、知的障害福祉法の対象として

知的障害を伴わない場合には精神保健福祉法の対象として、

福祉サービスの対象として明記することを要望します。

発達障害は、中枢神経系、すなわち脳の機能障害であり、広い意味で精神疾患の一種です。

一方、精神保健福祉法の定義は、

法第5条におきまして、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

となっており、元々は知的障害も含め、広く精神疾患をカバーする法律です。

厚生労働省も同じ見解を出されておりますが、発達障害（自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等）のうち、知的障害を伴わない場合は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の範囲に既に含まれているものと、理解しております。

ただし、発達障害について、制度の枠組みは知的障害福祉法、精神保健福祉法に含まれるものとした場合であっても、支援の中身については発達障害の特性に合わせたものが必要であることを付言させていただきます。

### **3. 発達障害のある人がスムーズに障害者福祉サービスを受けられような仕組みの構築を要望します。**

発達障害の場合でも他の障害と同様の基準で速やかに障害者福祉サービスが受けられるための、手帳の申請や、年金の申請が可能になるための、申請手続きの改善や、障害程度（重症度評価）手法の改善、対象疾患の現状に即した変更など、必要な対応を早期に実現することを要望いたします。

### **4. 将来的な展望として、狭間を作らない総合福祉法を目指すことが必要**

～対象は谷間をなくし全ての障害者を網羅、支援は個々のニーズに基づききめ細かく

発達障害者支援法の施行によって、従来、知的障害者福祉法や精神保健法の枠組みで、位置付が明確にされていなかった、自閉症者、注意欠陥多動性障害者、学習障害者が定義され、その存在が認められました。

しかし、知的障害福祉法の対象になっていない境界知能や難病等、制度の谷間に置かれ、支援の対象となっていない障害の問題は残されています。将来的には、障害の種別を超えて、障害のある人すべてを対象とする「総合福祉法」への転換が望まれます。その上で、個々の障害のある人の生活上の困難さや適応状況などの個々人の支援ニーズ評価を基に、支援サービスが提供されるような新しい枠組み作りが必要と考えます。

以上